スノコ状バルコニー等の建築面積の取扱い

法第2条第1号、法第92条、令第2条第1項第2号

【内 容】

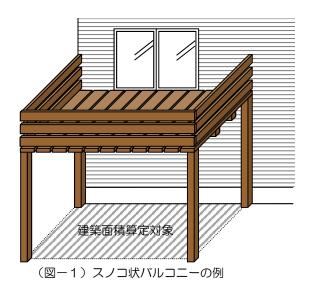
平成4年の建築基準法の改正により、建築物の定義を改め、土地に定着する 工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものだけでなく、「これに類する 構造のもの」も建築物に含まれることが法文上明確になった。

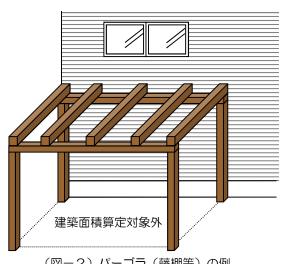
スノコ状、グレーチング状バルコニーその他これらに類する構造のものにつ いては、建築基準法(以下「法」という。)第2条第1号に規定する「屋根及び 柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)」のうち、屋根 に類する構造に該当し、同法施行令第2条第1項第2号に基づき建築面積を算 定することとする。

【解 説】

上記は、一定の間隙を有するスノコ状やグレーチング状の構造についても屋 根に類する構造に該当することを示したもので、これにより、スノコ状バルコ ニー等の建築面積については、同法施行令第2条第1項第2号の規定に基づい て算定することとしたものである。(図-1)

なお、パーゴラ(藤棚など)については、これまでどおり建築面積算定の対 象外とする。(図-2)





(図-2)パーゴラ (藤棚等)の例

【参 考】

・スノコ状バルコニー等の建築面積の取り扱いについて(平成28年3月1日 藤沢市計画建築部建築指導課)

【 取り扱い開始時期 】

平成28年 9月 1日